

現 行

改 正

陸上空港の施設の設置基準と解説

平成 31 年 3 月
(令和 3 年 4 月一部改正)

国 土 交 通 省 航 空 局

陸上空港の施設の設置基準と解説

平成 31 年 3 月
(令和 6 年 4 月一部改正)

国 土 交 通 省 航 空 局

現 行

改 正

陸上空港の施設の設置基準と解説
改正履歴表

改正番号	改正年月日	適用年月日	項番号	改正概要
国空安企第 349 号	平成 31 年 3 月 29 日	平成 31 年 4 月 1 日	全体	陸上空港の施設の設置基準と解説の制定
国空安企第 18 号	令和 3 年 4 月 26 日	令和 3 年 4 月 26 日	1.5 3.7.3 3.12.5	一部改正

陸上空港の施設の設置基準と解説
改正履歴表

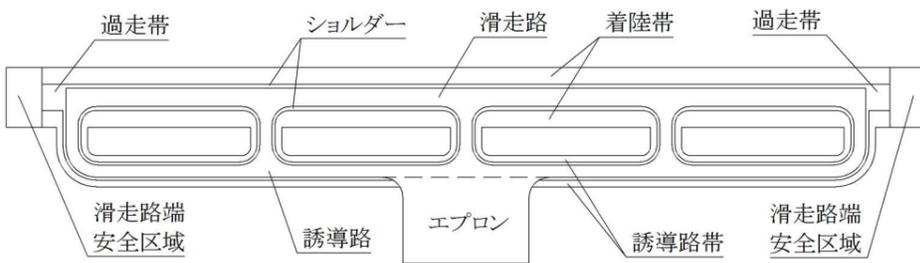
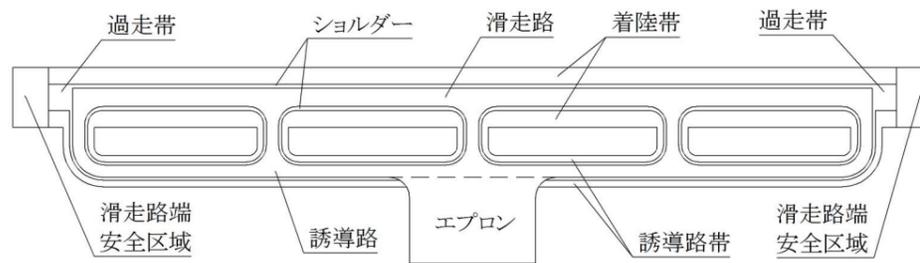
改正番号	改正年月日	適用年月日	項番号	改正概要
国空安企第 349 号	平成 31 年 3 月 29 日	平成 31 年 4 月 1 日	全体	陸上空港の施設の設置基準と解説の制定
国空安企第 18 号	令和 3 年 4 月 26 日	令和 3 年 4 月 26 日	1.5 3.7.3 3.12.5	一部改正
国官参航安第 1221 号	令和 6 年 3 月 29 日	令和 6 年 4 月 1 日	3.12.5	一部改正

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>序</p> <p>背景----- 序-1</p> <p>位置付け----- 序-1</p> <p>第1章 総則</p> <p>1.1 目的----- 1-1-1</p> <p>1.2 適用範囲----- 1-2-1</p> <p>1.3 定義----- 1-3-1</p> <p>1.4 単位系----- 1-4-1</p> <p>1.5 飛行場基準コード----- 1-5-1</p> <p>第2章 性能の照査</p> <p>2.1 性能規定の基本----- 2-1-1</p> <p>2.2 性能照査の基本----- 2-2-1</p> <p>2.3 作用等の設定----- 2-3-1</p> <p>2.3.1 載荷重----- 2-3-1</p> <p>2.3.2 自重----- 2-3-1</p> <p>2.3.3 地盤条件----- 2-3-1</p> <p>2.3.4 土圧及び水圧----- 2-3-2</p> <p>2.3.5 地震動----- 2-3-2</p> <p>2.3.6 地盤の沈下----- 2-3-2</p> <p>2.3.7 地盤の液状化----- 2-3-2</p> <p>2.3.8 波浪----- 2-3-3</p> <p>2.3.9 津波----- 2-3-3</p> <p>2.3.10 環境作用----- 2-3-3</p> <p>2.3.11 風及びブラスト----- 2-3-3</p> <p>第3章 空港の施設</p> <p>3.1 滑走路----- 3-1-1</p> <p>3.1.1 一般----- 3-1-1</p> <p>3.1.2 滑走路の長さ----- 3-1-1</p> <p>3.1.3 滑走路の幅----- 3-1-2</p> <p>3.1.4 滑走路の勾配----- 3-1-2</p> <p>3.1.5 滑走路の強度----- 3-1-5</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>序</p> <p>背景----- 序-1</p> <p>位置付け----- 序-1</p> <p>第1章 総則</p> <p>1.1 目的----- 1-1-1</p> <p>1.2 適用範囲----- 1-2-1</p> <p>1.3 定義----- 1-3-1</p> <p>1.4 単位系----- 1-4-1</p> <p>1.5 飛行場基準コード----- 1-5-1</p> <p>第2章 性能の照査</p> <p>2.1 性能規定の基本----- 2-1-1</p> <p>2.2 性能照査の基本----- 2-2-1</p> <p>2.3 作用等の設定----- 2-3-1</p> <p>2.3.1 載荷重----- 2-3-1</p> <p>2.3.2 自重----- 2-3-1</p> <p>2.3.3 地盤条件----- 2-3-1</p> <p>2.3.4 土圧及び水圧----- 2-3-2</p> <p>2.3.5 地震動----- 2-3-2</p> <p>2.3.6 地盤の沈下----- 2-3-2</p> <p>2.3.7 地盤の液状化----- 2-3-2</p> <p>2.3.8 波浪----- 2-3-3</p> <p>2.3.9 津波----- 2-3-3</p> <p>2.3.10 環境作用----- 2-3-3</p> <p>2.3.11 風及びブラスト----- 2-3-3</p> <p>第3章 空港の施設</p> <p>3.1 滑走路----- 3-1-1</p> <p>3.1.1 一般----- 3-1-1</p> <p>3.1.2 滑走路の長さ----- 3-1-1</p> <p>3.1.3 滑走路の幅----- 3-1-2</p> <p>3.1.4 滑走路の勾配----- 3-1-2</p> <p>3.1.5 滑走路の強度----- 3-1-5</p>

現 行		改 正	
3.1.6 滑走路の表面-----	3-1-5	3.1.6 滑走路の表面-----	3-1-5
3.2 滑走路ショルダー-----	3-2-1	3.2 滑走路ショルダー-----	3-2-1
3.2.1 一般-----	3-2-1	3.2.1 一般-----	3-2-1
3.2.2 滑走路ショルダーの幅-----	3-2-1	3.2.2 滑走路ショルダーの幅-----	3-2-1
3.2.3 滑走路ショルダーの勾配-----	3-2-2	3.2.3 滑走路ショルダーの勾配-----	3-2-2
3.2.4 滑走路ショルダーの強度-----	3-2-2	3.2.4 滑走路ショルダーの強度-----	3-2-2
3.2.5 滑走路ショルダーの表面-----	3-2-2	3.2.5 滑走路ショルダーの表面-----	3-2-2
3.3 滑走路ターニングパッド-----	3-3-1	3.3 滑走路ターニングパッド-----	3-3-1
3.3.1 一般-----	3-3-1	3.3.1 一般-----	3-3-1
3.3.2 滑走路ターニングパッドの形状-----	3-3-1	3.3.2 滑走路ターニングパッドの形状-----	3-3-1
3.3.3 滑走路ターニングパッドの勾配-----	3-3-1	3.3.3 滑走路ターニングパッドの勾配-----	3-3-1
3.3.4 滑走路ターニングパッドの強度-----	3-3-1	3.3.4 滑走路ターニングパッドの強度-----	3-3-1
3.3.5 滑走路ターニングパッドの表面-----	3-3-1	3.3.5 滑走路ターニングパッドの表面-----	3-3-1
3.3.6 滑走路ターニングパッドのショルダー-----	3-3-2	3.3.6 滑走路ターニングパッドのショルダー-----	3-3-2
3.4 着陸帯-----	3-4-1	3.4 着陸帯-----	3-4-1
3.4.1 一般-----	3-4-1	3.4.1 一般-----	3-4-1
3.4.2 着陸帯の長さ-----	3-4-1	3.4.2 着陸帯の長さ-----	3-4-1
3.4.3 着陸帯の幅-----	3-4-1	3.4.3 着陸帯の幅-----	3-4-1
3.4.4 着陸帯の勾配-----	3-4-2	3.4.4 着陸帯の勾配-----	3-4-2
3.4.5 着陸帯の強度-----	3-4-3	3.4.5 着陸帯の強度-----	3-4-3
3.4.6 着陸帯の表面-----	3-4-3	3.4.6 着陸帯の表面-----	3-4-3
3.5 過走帯-----	3-5-1	3.5 過走帯-----	3-5-1
3.5.1 一般-----	3-5-1	3.5.1 一般-----	3-5-1
3.5.2 過走帯の長さ-----	3-5-1	3.5.2 過走帯の長さ-----	3-5-1
3.5.3 過走帯の幅-----	3-5-1	3.5.3 過走帯の幅-----	3-5-1
3.5.4 過走帯の勾配-----	3-5-1	3.5.4 過走帯の勾配-----	3-5-1
3.5.5 過走帯の強度-----	3-5-1	3.5.5 過走帯の強度-----	3-5-1
3.5.6 過走帯の表面-----	3-5-1	3.5.6 過走帯の表面-----	3-5-1
3.5.7 過走帯のショルダー-----	3-5-1	3.5.7 過走帯のショルダー-----	3-5-1
3.6 滑走路端安全区域-----	3-6-1	3.6 滑走路端安全区域-----	3-6-1
3.6.1 一般-----	3-6-1	3.6.1 一般-----	3-6-1
3.6.2 滑走路端安全区域の長さ-----	3-6-2	3.6.2 滑走路端安全区域の長さ-----	3-6-2
3.6.3 滑走路端安全区域の幅-----	3-6-3	3.6.3 滑走路端安全区域の幅-----	3-6-3
3.6.4 滑走路端安全区域の勾配-----	3-6-4	3.6.4 滑走路端安全区域の勾配-----	3-6-4
3.6.5 滑走路端安全区域の強度-----	3-6-4	3.6.5 滑走路端安全区域の強度-----	3-6-4
3.6.6 滑走路端安全区域の表面-----	3-6-4	3.6.6 滑走路端安全区域の表面-----	3-6-4
3.6.7 アレスティングシステム-----	3-6-5	3.6.7 アレスティングシステム-----	3-6-5

現 行		改 正	
3.7 誘導路	3-7-1	3.7 誘導路	3-7-1
3.7.1 一般	3-7-1	3.7.1 一般	3-7-1
3.7.2 誘導路の幅	3-7-1	3.7.2 誘導路の幅	3-7-1
3.7.3 交差部及び曲線部における誘導路の形状	3-7-2	3.7.3 交差部及び曲線部における誘導路の形状	3-7-2
3.7.4 高速離脱誘導路	3-7-3	3.7.4 高速離脱誘導路	3-7-3
3.7.5 誘導路最小離隔距離	3-7-4	3.7.5 誘導路最小離隔距離	3-7-4
3.7.6 誘導路の勾配	3-7-5	3.7.6 誘導路の勾配	3-7-5
3.7.7 誘導路の強度	3-7-6	3.7.7 誘導路の強度	3-7-6
3.7.8 誘導路の表面	3-7-6	3.7.8 誘導路の表面	3-7-6
3.8 誘導路ショルダー	3-8-1	3.8 誘導路ショルダー	3-8-1
3.8.1 一般	3-8-1	3.8.1 一般	3-8-1
3.8.2 誘導路ショルダーの幅	3-8-1	3.8.2 誘導路ショルダーの幅	3-8-1
3.8.3 誘導路ショルダーの勾配	3-8-2	3.8.3 誘導路ショルダーの勾配	3-8-2
3.8.4 誘導路ショルダーの強度	3-8-2	3.8.4 誘導路ショルダーの強度	3-8-2
3.8.5 誘導路ショルダーの表面	3-8-2	3.8.5 誘導路ショルダーの表面	3-8-2
3.9 誘導路帯	3-9-1	3.9 誘導路帯	3-9-1
3.9.1 一般	3-9-1	3.9.1 一般	3-9-1
3.9.2 誘導路帯の幅	3-9-1	3.9.2 誘導路帯の幅	3-9-1
3.9.3 交差部及び曲線部における誘導路帯の形状	3-9-2	3.9.3 交差部及び曲線部における誘導路帯の形状	3-9-2
3.9.4 誘導路帯の勾配	3-9-2	3.9.4 誘導路帯の勾配	3-9-2
3.9.5 誘導路帯の強度	3-9-3	3.9.5 誘導路帯の強度	3-9-3
3.9.6 誘導路帯の表面	3-9-3	3.9.6 誘導路帯の表面	3-9-3
3.10 エプロン	3-10-1	3.10 エプロン	3-10-1
3.10.1 一般	3-10-1	3.10.1 一般	3-10-1
3.10.2 エプロンの形状	3-10-2	3.10.2 エプロンの形状	3-10-2
3.10.3 エプロンの勾配	3-10-3	3.10.3 エプロンの勾配	3-10-3
3.10.4 エプロンの強度	3-10-3	3.10.4 エプロンの強度	3-10-3
3.10.5 エプロンの表面	3-10-3	3.10.5 エプロンの表面	3-10-3
3.11 エプロンショルダー	3-11-1	3.11 エプロンショルダー	3-11-1
3.11.1 一般	3-11-1	3.11.1 一般	3-11-1
3.11.2 エプロンショルダーの幅	3-11-1	3.11.2 エプロンショルダーの幅	3-11-1
3.11.3 エプロンショルダーの勾配	3-11-2	3.11.3 エプロンショルダーの勾配	3-11-2
3.11.4 エプロンショルダーの強度	3-11-2	3.11.4 エプロンショルダーの強度	3-11-2
3.11.5 エプロンショルダーの表面	3-11-2	3.11.5 エプロンショルダーの表面	3-11-2
3.12 飛行場標識施設	3-12-1	3.12 飛行場標識施設	3-12-1
3.12.1 一般	3-12-1	3.12.1 一般	3-12-1
3.12.2 飛行場名標識	3-12-1	3.12.2 飛行場名標識	3-12-1

現 行	改 正
3.12.3 滑走路標識----- 3-12-2	3.12.3 滑走路標識----- 3-12-2
3.12.4 過走帯標識----- 3-12-12	3.12.4 過走帯標識----- 3-12-12
3.12.5 誘導路標識----- 3-12-13	3.12.5 誘導路標識----- 3-12-13
3.12.6 エプロン標識----- 3-12- 21	3.12.6 エプロン標識----- 3-12- 21 <u>22</u>
3.12.7 風向指示器----- 3-12- 24	3.12.7 風向指示器----- 3-12- 24 <u>25</u>
3.13 滑走路、誘導路及びエプロンの地下の工作物----- 3-13-1	3.13 滑走路、誘導路及びエプロンの地下の工作物----- 3-13-1
3.13.1 一般----- 3-13-1	3.13.1 一般----- 3-13-1
3.13.2 地下の工作物の強度----- 3-13-1	3.13.2 地下の工作物の強度----- 3-13-1

現 行	改 正
<p>・ 1.3 定義</p> <p>(1) 航空法施行規則第 79 条において、空港の施設の種類のとして、以下のとおり規定している。</p> <p>滑走路 : 航空機の離陸又は着陸のために設けられる着陸帯内の矩形部分</p> <p>着陸帯 : 特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる空港内の定められた範囲の矩形部分 (航空法第 2 条第 6 項)</p> <p>過走帯 : 滑走路からの逸脱による航空機の損傷を軽減するために設けられる区域</p> <p>滑走路端安全区域 : オーバーラン又はアンダーシュートによる航空機の損傷を軽減するために設けられる区域</p> <p>誘導路 : 航空機の地上走行のために設けられる区域</p> <p>誘導路帯 : 誘導路の区域及び誘導路からの逸脱による航空機の損傷を軽減するために設けられる区域</p> <p>エプロン : 航空機への旅客、郵便物あるいは貨物の積み卸し、給油、駐留又は整備のために設けられる区域</p> <p>ショルダー : 滑走路、誘導路及びエプロンにおける航空機の航行の安全及び施設の保護のために設けられる区域</p> <p>飛行場標識施設 : 標識又は標示物により航空機の航行を援助するための施設</p>  <p>図-1.1 空港の施設の区分</p> <p>(2) 上記(1)のほか、基準解説の中で以下の用語が使用される場合は、次の意味を持つものである。</p> <p>ICAO : 国際民間航空条約に基づいて設置されている国際民間航空機 構(International Civil Aviation Organization)をいう。</p> <p>条約第 14 附属書 : 「国際民間航空条約第 14 附属書 飛行場 第 I 巻」をいう。</p> <p>条約第 5 附属書 : 「国際民間航空条約第 5 附属書 空中及び地上の作業に使用すべき測定単位」をいう。</p> <p>空港 : 航空機の到着、出発及び地上走行のために使用される陸上の</p>	<p>・ 1.3 定義</p> <p>(1) 航空法施行規則第 79 条において、空港の施設の種類のとして、以下のとおり規定している。</p> <p>滑走路 : 航空機の離陸又は着陸のために設けられる着陸帯内の矩形部分</p> <p>着陸帯 : 特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる空港内の定められた範囲の矩形部分 (航空法第 2 条第 6 項)</p> <p>過走帯 : 滑走路からの逸脱による航空機の損傷を軽減するために設けられる区域</p> <p>滑走路端安全区域 : オーバーラン又はアンダーシュートによる航空機の損傷を軽減するために設けられる区域</p> <p>誘導路 : 航空機の地上走行のために設けられる区域</p> <p>誘導路帯 : 誘導路の区域及び誘導路からの逸脱による航空機の損傷を軽減するために設けられる区域</p> <p>エプロン : 航空機への旅客、郵便物あるいは貨物の積み卸し、給油、駐留又は整備のために設けられる区域</p> <p>ショルダー : 滑走路、誘導路及びエプロンにおける航空機の航行の安全及び施設の保護のために設けられる区域</p> <p>飛行場標識施設 : 標識又は標示物により航空機の航行を援助するための施設</p>  <p>図-1.1 空港の施設の区分</p> <p>(2) 上記(1)のほか、基準解説の中で以下の用語が使用される場合は、次の意味を持つものである。</p> <p>ICAO : 国際民間航空条約に基づいて設置されている国際民間航空機 関(International Civil Aviation Organization)をいう。</p> <p>条約第 14 附属書 : 「国際民間航空条約第 14 附属書 飛行場 第 I 巻」をいう。</p> <p>条約第 5 附属書 : 「国際民間航空条約第 5 附属書 空中及び地上の作業に使用すべき測定単位」をいう。</p> <p>空港 : 航空機の到着、出発及び地上走行のために使用される陸上の</p>

現 行	改 正
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3.6 滑走路端安全区域 ・ 3.6.1 一般 <ul style="list-style-type: none"> (省令 79 条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 飛行場基準コード別に、3.6.2 及び 3.6.3 に掲げる規格に適合した長さ及び幅を有するものであること。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。 (2) 自重、土圧、レベル地震動、水圧、変動波浪等による損傷等が当該施設の機能を損なわず、継続して使用することに影響を及ぼさないこと。 (3) 自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件を勘案して、適当な表面を有すること。 (4) この基準解説の制定の際現に存する滑走路端安全区域（その新設又は変更に関する工事の途中のものを含む。）について、本規定の(1)に適合しない部分がある場合においては、本規定の(1)の適用後当該部分に係る工事（維持工事を除く。）に着手する場合を除き、<u>平成 39</u>年 3 月 31 日までは、本規定の(1)は適用しない。 </div> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本規定の(2)及び(3)は、滑走路端安全区域の要求性能であり、3.6.5 及び 3.6.6 にその性能規定を示す。 (2) 本規定の(1)は、平成 22 年 6 月に実施された ICAO USOAP（ICAO が実施する安全監査）の勧告に基づき、全ての空港において遡及適用することとしたものである。 (3) 既存空港における用地の確保が困難な場合の対策は、「滑走路端安全区域（RESA）対策に関する指針」に示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3.6 滑走路端安全区域 ・ 3.6.1 一般 <ul style="list-style-type: none"> (省令 79 条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 飛行場基準コード別に、3.6.2 及び 3.6.3 に掲げる規格に適合した長さ及び幅を有するものであること。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。 (2) 自重、土圧、レベル地震動、水圧、変動波浪等による損傷等が当該施設の機能を損なわず、継続して使用することに影響を及ぼさないこと。 (3) 自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件を勘案して、適当な表面を有すること。 (4) この基準解説の制定の際現に存する滑走路端安全区域（その新設又は変更に関する工事の途中のものを含む。）について、本規定の(1)に適合しない部分がある場合においては、本規定の(1)の適用後当該部分に係る工事（維持工事を除く。）に着手する場合を除き、<u>令和 9</u>年 3 月 31 日までは、本規定の(1)は適用しない。 </div> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本規定の(2)及び(3)は、滑走路端安全区域の要求性能であり、3.6.5 及び 3.6.6 にその性能規定を示す。 (2) 本規定の(1)は、平成 22 年 6 月に実施された ICAO USOAP（ICAO が実施する安全監査）の勧告に基づき、全ての空港において遡及適用することとしたものである。 (3) 既存空港における用地の確保が困難な場合の対策は、「滑走路端安全区域（RESA）対策に関する指針」に示している。

3.12.5 誘導路標識

(省令 79 条関係)

(1) 誘導路標識の標示すべき事項、設置を要する空港及び設置場所は、以下によること。

飛行場標識 施設の種類の	標示すべき事項	設置を要する空港	設置場所
誘導路中心線 標識	誘導路の縦方向の 中心線及び滑走路 への出入経路	全ての空港	誘導路の縦方向の中 心線上及び滑走路へ の出入経路上
停止位置標識	航空機が滑走路に 入る前に一時停止 すべき位置	全ての空港	誘導路上の滑走路の 縦方向の中心線から 30m 以上離れた場所
停止位置案内 標識	誘導案内灯（地上 走行中の航空機に 一時停止すべき位 置を示すものに限 る。以下この項に おいて同じ。）が標 示する事項	全ての空港（誘導案内 灯の設置を要しない 場合を除き、誘導案内 灯が設置できない場 合又は誘導路の幅が 60m を超える場合に 限る。）	誘導路中心線標識の 両側かつ停止位置標 識の待機側であって、 各標識から 1m 以上 離れた場所
誘導路縁標識	誘導路の境界線	全ての空港（誘導路の 境界が明確でない場 合に限る。）	誘導路の縁
情報標識	行先や方向又は分 岐点や位置	全ての空港（誘導路交 差部が複雑な場合に 限る。）	複雑な誘導路交差部
中間待機位置 標識	停止位置標識以外 の位置で航空機が 一時停止すべき位 置	全ての空港	誘導路上

(2) 誘導路標識で誘導路名称を標示する際は、1 文字若しくは 2 文字の英文字の名称

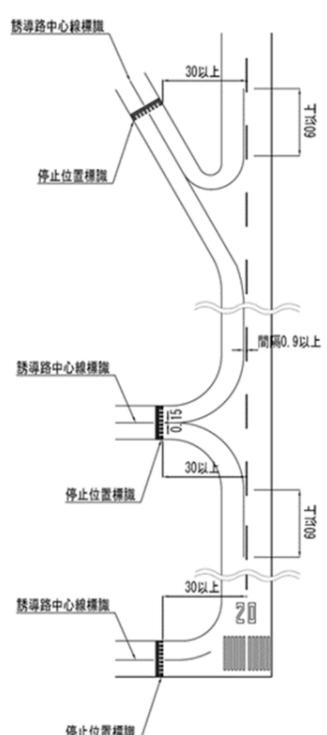
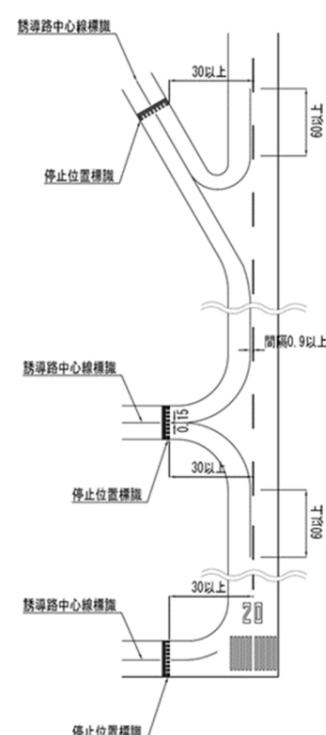
3.12.5 誘導路標識

(省令 79 条関係)

(1) 誘導路標識の標示すべき事項、設置を要する空港及び設置場所は、以下によること。

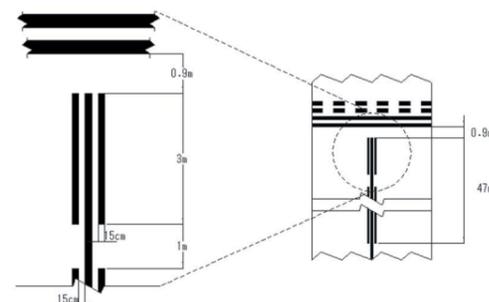
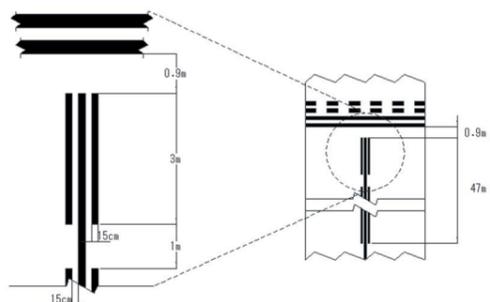
飛行場標識 施設の種類の	標示すべき事項	設置を要する空港	設置場所
誘導路中心線 標識	誘導路の縦方向の 中心線及び滑走路 への出入経路	全ての空港	誘導路の縦方向の中 心線上及び滑走路へ の出入経路上
停止位置標識	航空機が滑走路に 入る前に一時停止 すべき位置	全ての空港	誘導路上の滑走路の 縦方向の中心線から 30m 以上離れた場所
グライドパス 停止位置標識	航空機がグライド スロープの電波に 影響を与える範囲 に進入する前に一 時停止すべき位置	全ての空港（誘導路が グライドスロープの 電波に影響を与える 範囲に設置されてい るものに限る。）	誘導路上
停止位置案内 標識	誘導案内灯（地上 走行中の航空機に 一時停止すべき位 置を示すものに限 る。以下この項に おいて同じ。）が標 示する事項	全ての空港（誘導案内 灯の設置を要しない 場合を除き、誘導案内 灯が設置できない場 合又は誘導路の幅が 60m を超える場合に 限る。）	誘導路中心線標識の 両側かつ停止位置標 識及びグライドパス 停止位置標識の待機 側であって、各標識か ら 1m 以上離れた場 所
誘導路縁標識	誘導路の境界線	全ての空港（誘導路の 境界が明確でない場 合に限る。）	誘導路の縁
情報標識	行先や方向又は分 岐点や位置	全ての空港（誘導路交 差部が複雑な場合に 限る。）	複雑な誘導路交差部
中間待機位置 標識	停止位置標識及び グライドパス停止 位置標識以外の位 置で航空機が一時 停止すべき位置	全ての空港	誘導路上

(2) 誘導路標識で誘導路名称を標示する際は、1 文字若しくは 2 文字の英文字の名称

現 行	改 正
<p>(例：A、AB等)又は1文字若しくは2文字の英文字と数字の組み合わせからなる名称(例：A1、AB1等)とすべきである。また、異なる誘導路には異なる名称を使用すべきである。</p> <p>(3) 誘導路標識で標示する誘導路名称には、英文字I(アイ)、O(オー)、X(エックス)を除いた文字を使用すべきである。</p> <p>(4) 誘導路標識の様式は、以下によること。</p> <p>1 誘導路中心線標識</p>  <p>備考</p> <p>一 色彩は、黄色とすること。</p> <p>二 誘導路の交差部及び曲線部における誘導路中心線は、3.7.3の交差部及び曲線部における誘導路の形状において、設定した操縦室の軌跡に沿って標示すべきである。</p> <p>三 停止位置標識の手前の誘導路中心線は、次の例によるべきである。ただし、停止位置標識が近づいていることを示す必要がない場合は、この限りでない。なお、同一線上の誘導路に停止位置標識を二基設置する場合で、二基の間の距離が47m以内の場合には、これらの内側で設置すべきである。</p>	<p>(例：A、AB等)又は1文字若しくは2文字の英文字と数字の組み合わせからなる名称(例：A1、AB1等)とすべきである。また、異なる誘導路には異なる名称を使用すべきである。</p> <p>(3) 誘導路標識で標示する誘導路名称には、英文字I(アイ)、O(オー)、X(エックス)を除いた文字を使用すべきである。</p> <p>(4) 誘導路標識の様式は、以下によること。</p> <p>1 誘導路中心線標識</p>  <p>備考</p> <p>一 色彩は、黄色とすること。</p> <p>二 誘導路の交差部及び曲線部における誘導路中心線は、3.7.3の交差部及び曲線部における誘導路の形状において、設定した操縦室の軌跡に沿って標示すべきである。</p> <p>三 停止位置標識の手前の誘導路中心線は、次の例によるべきである。ただし、停止位置標識が近づいていることを示す必要がない場合は、この限りでない。なお、同一線上の誘導路に停止位置標識を二基設置する場合で、二基の間の距離が47m以内の場合には、これらの内側で設置すべきである。</p>

現 行

改 正

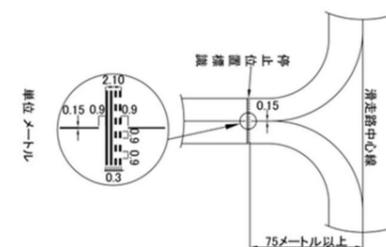
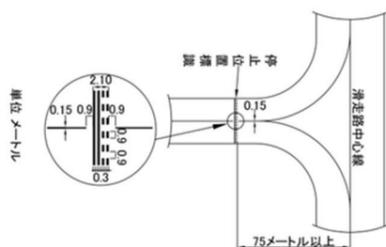


2 停止位置標識

一 少なくとも一方向においてカテゴリ1 精密進入用滑走路の場合(次号に規定する場合を除く。)

2 停止位置標識

一 少なくとも一方向においてカテゴリ1 精密進入用滑走路の場合(次号に規定する場合を除く。)

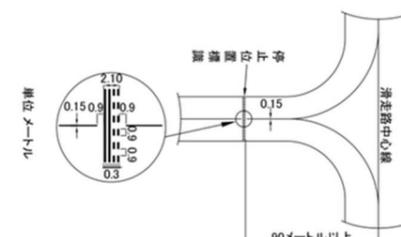
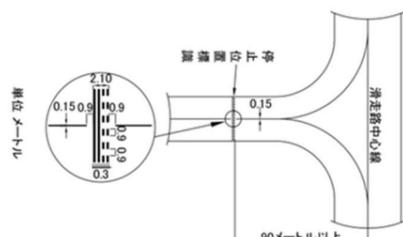


二 少なくとも一方向においてカテゴリ2 精密進入用滑走路又はカテゴリ3 精密進入用滑走路の場合

二 少なくとも一方向においてカテゴリ2 精密進入用滑走路又はカテゴリ3 精密進入用滑走路の場合

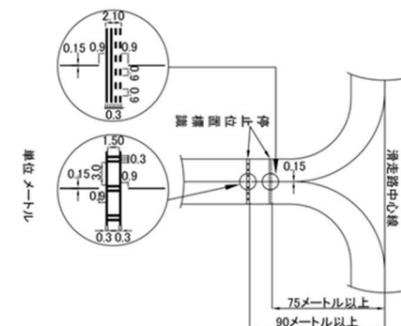
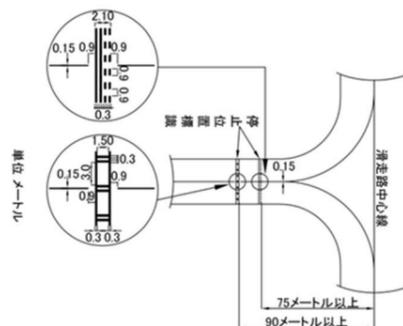
イ 滑走路に接続する誘導路上に一基のみ設置する場合

イ 滑走路に接続する誘導路上に一基のみ設置する場合

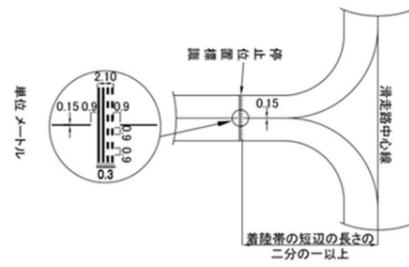


ロ 滑走路に接続する誘導路上に二基設置する場合

ロ 滑走路に接続する誘導路上に二基設置する場合



三 第一号及び第二号以外の滑走路の場合

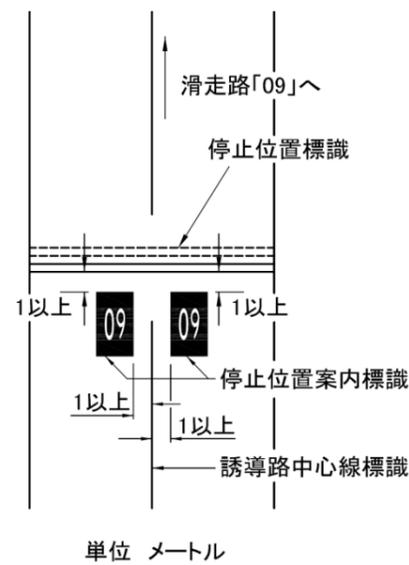


備考

- 一 色彩は、黄色とすること。

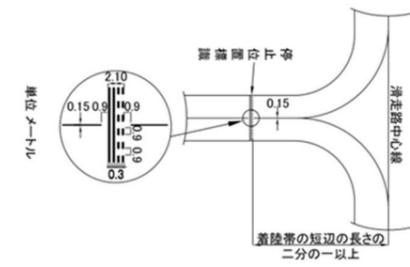
(新設)

3 停止位置案内標識



備考

三 第一号及び第二号以外の滑走路の場合

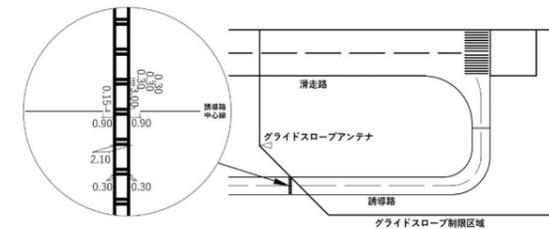


備考

- 一 色彩は、黄色とすること。

3 グライドパス停止位置標識

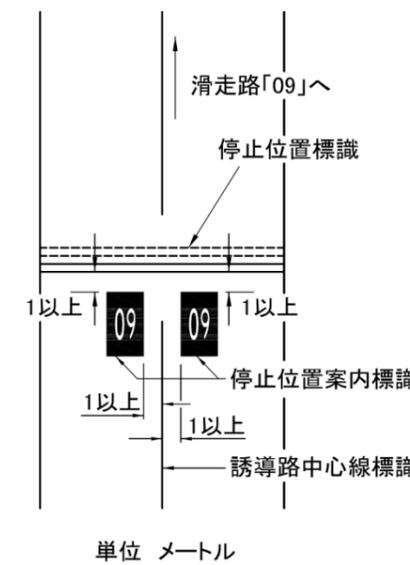
- 一 グライドスロープ制限区域に位置する誘導路上に設置する場合



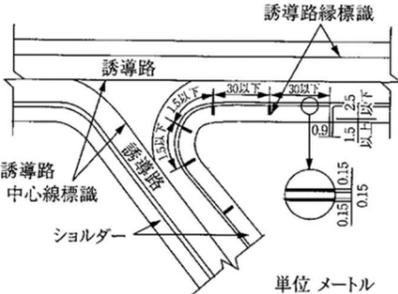
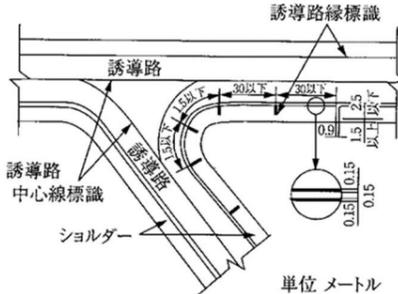
備考

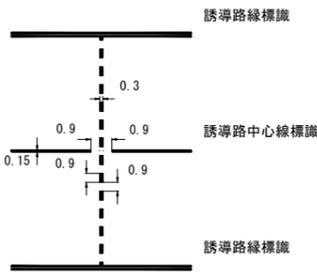
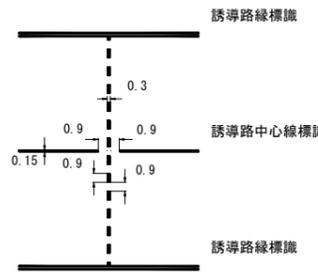
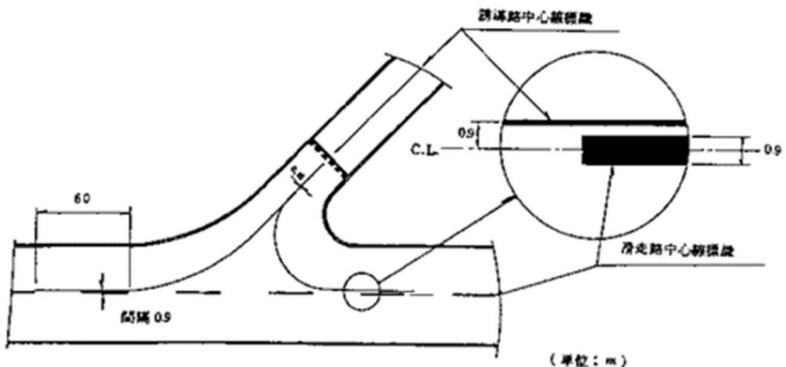
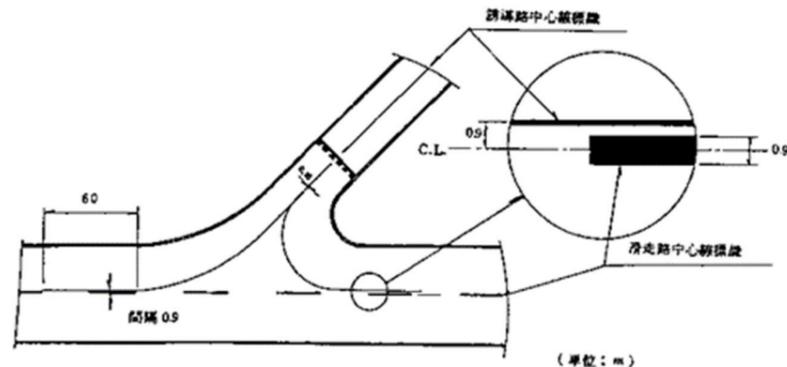
- 一 色彩は、黄色とすること。

4 停止位置案内標識



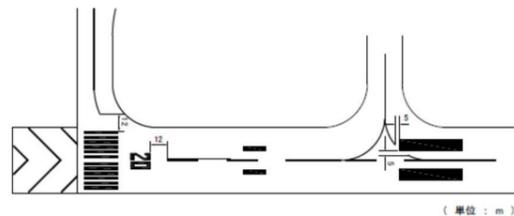
備考

現 行	改 正
<p>一 数字又は文字は、接続する滑走路の指示標識の数字又は文字とする。</p> <p>二 色彩は、数字及び文字の部分は白、その他の部分は赤とすること。</p> <p>三 停止位置案内標識を二基設置する場合、滑走路中心線から遠い側の停止位置案内標識には、第一号に規定する指示標識の数字又は文字に加えて次のとおり精密進入の 카테고리を標示すること。</p> <p>イ 少なくとも一方向においてカテゴリ2 精密進入用滑走路の場合（ハに規定する場合を除く。）CAT II</p> <p>ロ 少なくとも一方向においてカテゴリ3 精密進入用滑走路の場合（ハに規定する場合を除く。）CAT III</p> <p>ハ カテゴリ2 精密進入用滑走路及びカテゴリ3 精密進入用滑走路の場合 CAT II/III</p> <p>四 数字又は文字は高さ 4m とし、文字の間隔は横方向 0.4m、縦方向 0.6m とすべきである。</p> <p>五 背景は長方形とし、標示される文字の端から上下左右に 0.5m 以上の余白を設け、その外側に幅 15cm の縁取りを設けるべきである。</p> <p>六 縁取りの色彩は、黒色又は白色とすべきである。</p> <p>4 誘導路縁標識</p>  <p>備考 色彩は、黄色とすること。</p> <p>5 情報標識</p> <p>備考</p> <p>一 複雑な誘導路交差部には、情報標識を設置することができる。</p> <p>二 数字又は文字は高さ 4m とし、文字の間隔は横方向 0.4m、縦方向 0.6m とすべきである。</p> <p>三 背景は長方形とし、標示される文字の端から上下左右に 0.5m 以上の余白を設け、その外側に幅 15cm の縁取りを設けるべきである。</p> <p>四 色彩は、行き先や方向を示す場合には、背景を黄色、数字又は文字並びに縁取り</p>	<p>一 数字又は文字は、接続する滑走路の指示標識の数字又は文字とする。</p> <p>二 色彩は、数字及び文字の部分は白、その他の部分は赤とすること。</p> <p>三 停止位置案内標識を二基設置する場合、滑走路中心線から遠い側の停止位置案内標識には、第一号に規定する指示標識の数字又は文字に加えて次のとおり精密進入の 카테고리を標示すること。</p> <p>イ 少なくとも一方向においてカテゴリ2 精密進入用滑走路の場合（ハに規定する場合を除く。）CAT II</p> <p>ロ 少なくとも一方向においてカテゴリ3 精密進入用滑走路の場合（ハに規定する場合を除く。）CAT III</p> <p>ハ カテゴリ2 精密進入用滑走路及びカテゴリ3 精密進入用滑走路の場合 CAT II/III</p> <p>四 数字又は文字は高さ 4m とし、文字の間隔は横方向 0.4m、縦方向 0.6m とすべきである。</p> <p>五 背景は長方形とし、標示される文字の端から上下左右に 0.5m 以上の余白を設け、その外側に幅 15cm の縁取りを設けるべきである。</p> <p>六 縁取りの色彩は、黒色又は白色とすべきである。</p> <p>5 誘導路縁標識</p>  <p>備考 色彩は、黄色とすること。</p> <p>6 情報標識</p> <p>備考</p> <p>一 複雑な誘導路交差部には、情報標識を設置することができる。</p> <p>二 数字又は文字は高さ 4m とし、文字の間隔は横方向 0.4m、縦方向 0.6m とすべきである。</p> <p>三 背景は長方形とし、標示される文字の端から上下左右に 0.5m 以上の余白を設け、その外側に幅 15cm の縁取りを設けるべきである。</p> <p>四 色彩は、行き先や方向を示す場合には、背景を黄色、数字又は文字並びに縁取り</p>

現 行	改 正
<p>を黒色とし、分岐点や位置を示す場合には、背景を黒色、数字又は文字並びに縁取りを黄色とすべきである。</p> <p>6 中間待機位置標識</p> <p>備考</p> <p>一 停止位置標識以外の位置で管制官の指示又は航空情報（AIP）の公示により航空機が停止する必要がある場合に、中間待機位置標識を設置することができる。</p> <p>二 中間待機位置標識は、次の例によるべきである。</p>  <p>三 色彩は、黄色とすべきである。</p>	<p>を黒色とし、分岐点や位置を示す場合には、背景を黒色、数字又は文字並びに縁取りを黄色とすべきである。</p> <p>7 中間待機位置標識</p> <p>備考</p> <p>一 停止位置標識及びグライドパス停止位置標識以外の位置で管制官の指示又は航空情報（AIP）の公示により航空機が停止する必要がある場合に、中間待機位置標識を設置することができる。</p> <p>二 中間待機位置標識は、次の例によるべきである。</p>  <p>三 色彩は、黄色とすべきである。</p>
<p>(1) 滑走路と誘導路の交差部における誘導路中心線標識の例を図-3.12.6に示す。</p>  <p>図-3.12.6 滑走路と誘導路の交差部における中心線標識の例</p> <p>(2) 誘導路中心線標識が、滑走路進入端標識、移設滑走路進入端標識、指示標識、接地帯標識及び目標点標識と重なる場合は、誘導路中心線標識を省略することが望ましい。誘導路中心線標識省略の例を図-3.12.7に示す。</p> <p>(a) 滑走路進入端を滑走路末端に設置する場合</p>	<p>(1) 滑走路と誘導路の交差部における誘導路中心線標識の例を図-3.12.6に示す。</p>  <p>図-3.12.6 滑走路と誘導路の交差部における中心線標識の例</p> <p>(2) 誘導路中心線標識が、滑走路進入端標識、移設滑走路進入端標識、指示標識、接地帯標識及び目標点標識と重なる場合は、誘導路中心線標識を省略することが望ましい。誘導路中心線標識省略の例を図-3.12.7に示す。</p> <p>(a) 滑走路進入端を滑走路末端に設置する場合</p>

現 行

改 正



(b) 滑走路進入端を滑走路末端から移設する場合

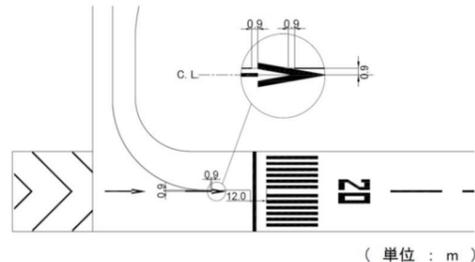
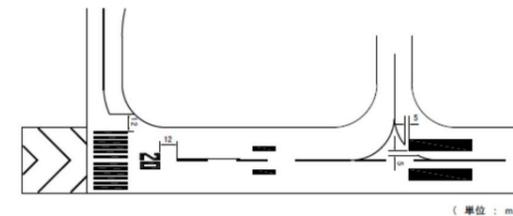


図-3.12.7 誘導路中心線標識省略の例



(b) 滑走路進入端を滑走路末端から移設する場合

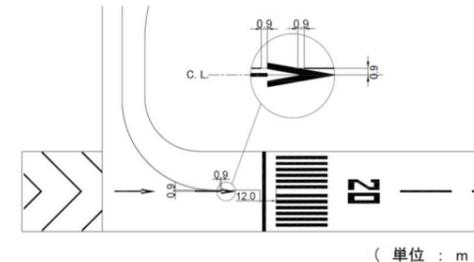


図-3.12.7 誘導路中心線標識省略の例

(3) 誘導路中心線において、停止位置標識が近づいていることを示す必要がない場合とは、滑走路とエプロンを結ぶ誘導路が一本しかないような空港のように、誘導路の先が滑走路であることが明らかであり滑走路への誤進入のおそれがない場合をいう。

(3) 誘導路中心線において、停止位置標識が近づいていることを示す必要がない場合とは、滑走路とエプロンを結ぶ誘導路が一本しかないような空港のように、誘導路の先が滑走路であることが明らかであり滑走路への誤進入のおそれがない場合をいう。

(4) 停止位置標識と誘導路中心線標識及び誘導路縁標識の関係を図-3.12.8に示す。

(4) 停止位置標識又はグライドパス停止位置標識と誘導路中心線標識及び誘導路縁標識の関係を図-3.12.8に示す。

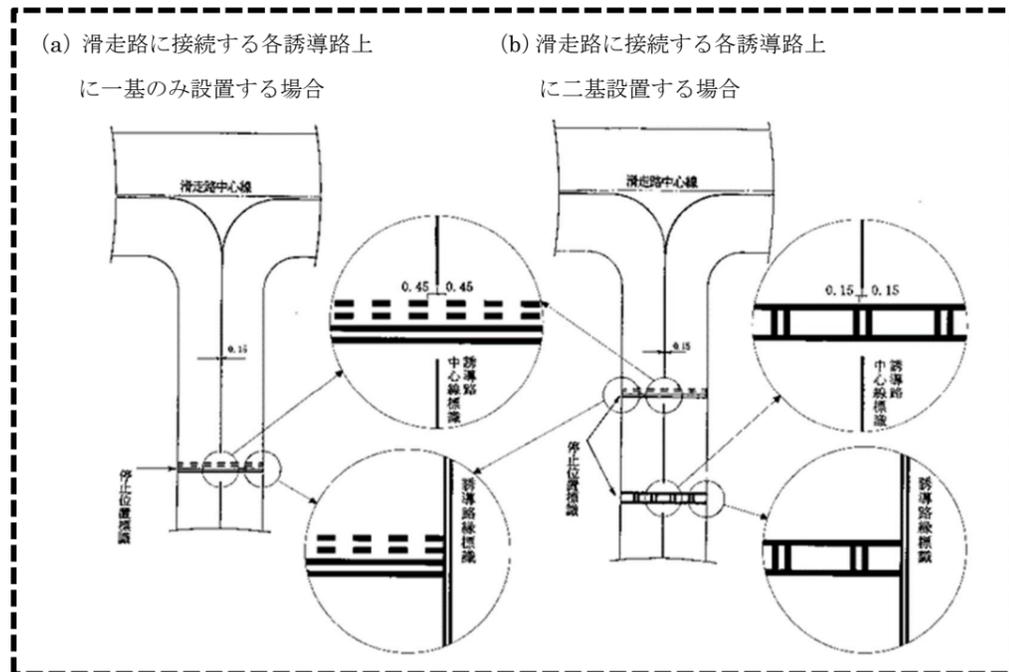
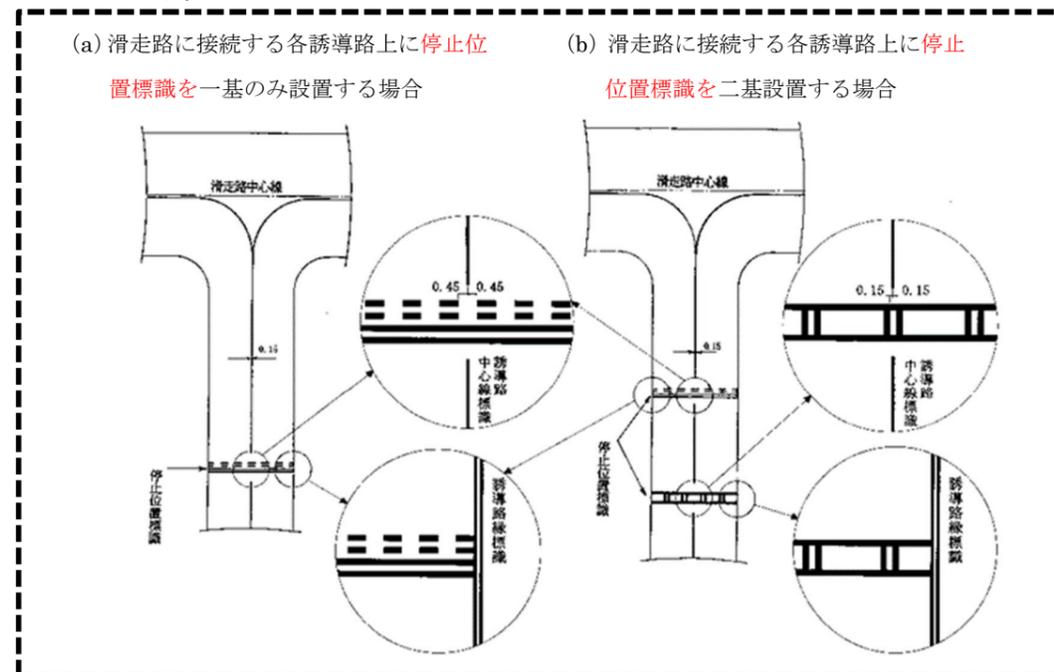


図-3.12.8 停止位置標識と誘導路中心線及び誘導路縁標識の関係



(新設)

(5) 停止位置案内標識は、誘導案内灯が設置されている場合においても、その補助として有効であるため、設置することが望ましい。

(6) 停止位置案内標識の例を図-3.12.9に示す。

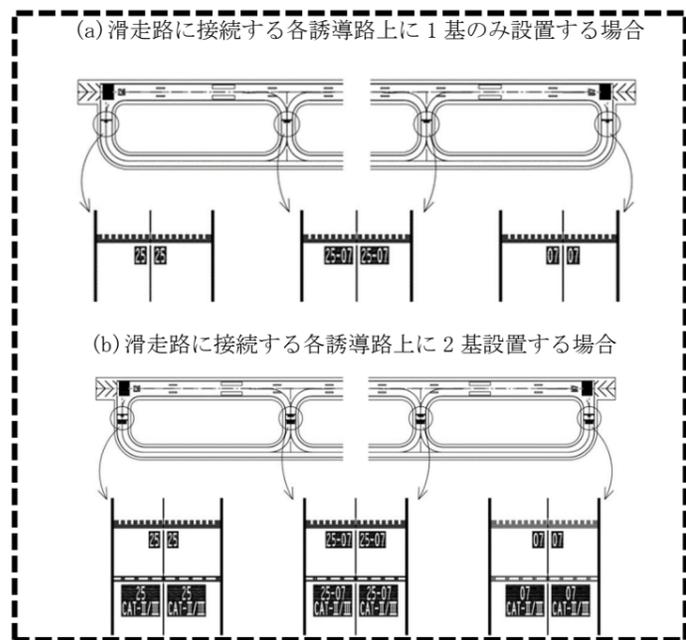


図-3.12.9 停止位置案内標識の例

(C) 誘導路上にグライドバス停止位置標識を設置する場合

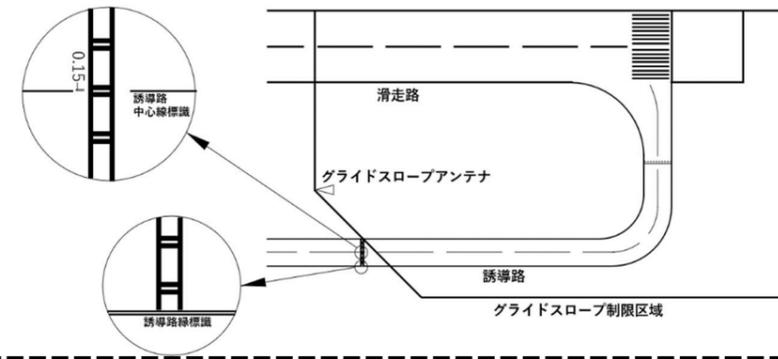


図-3.12.8 停止位置標識又はグライドバス停止位置標識と誘導路中心線及び誘導路縁標識の関係

(5) グライドバス停止位置標識の設置にあたっては、関係者と十分協議する必要がある。

(6) 停止位置案内標識は、誘導案内灯が設置されている場合においても、その補助として有効であるため、設置することが望ましい。

(7) 停止位置案内標識の例を図-3.12.9に示す。

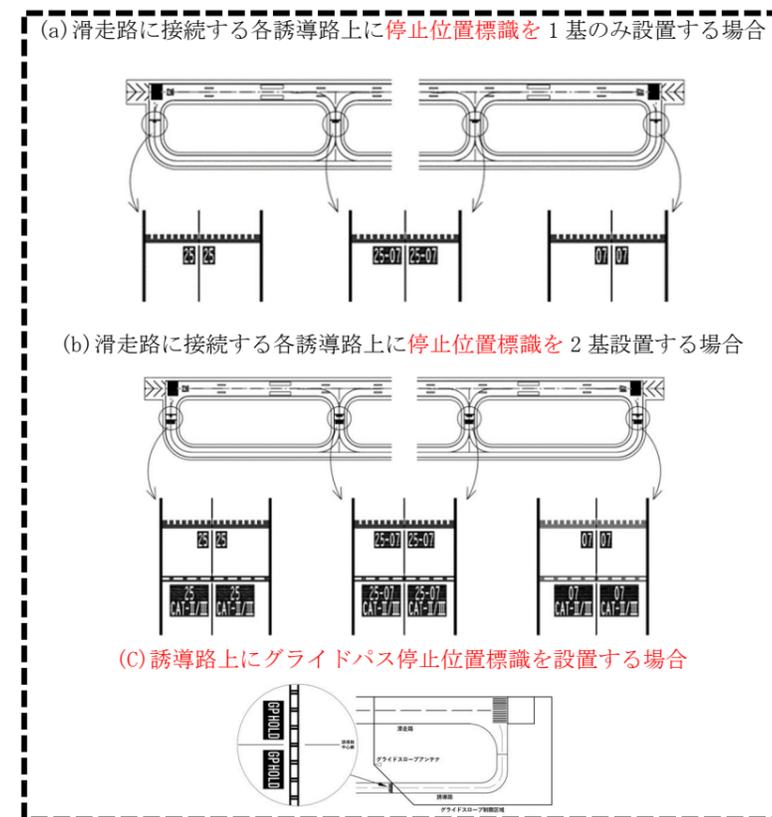


図-3.12.9 停止位置案内標識の例

(7) 停止位置案内標識と誘導路中心線標識及び停止位置標識との関係を図-3.12.10 に示す。

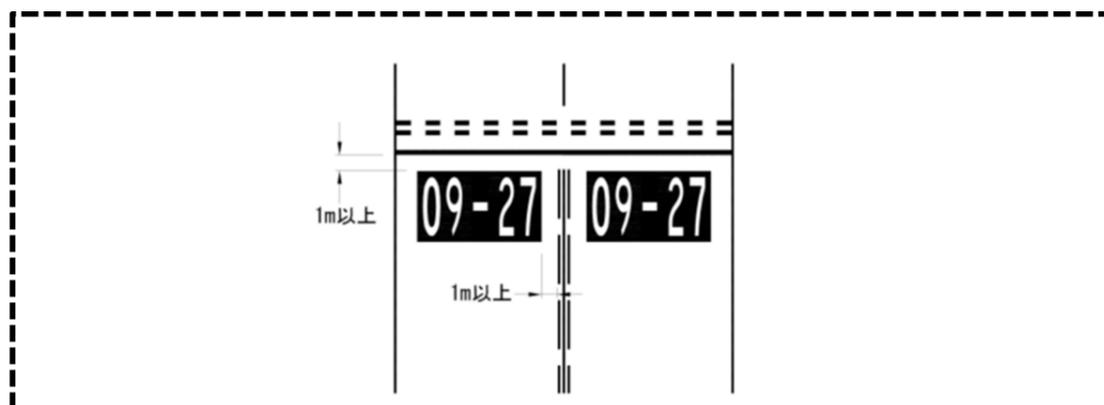


図-3.12.10 停止位置案内標識と誘導路中心線標識及び停止位置標識との関係

- (8) 停止位置案内標識及び情報標識に使用する数字及び文字の書体及び寸法は、「空港土木施設設計要領」に示されている。
- (9) 複雑な誘導路交差部には、行き先や分岐点灯を示す誘導案内灯（情報表示板）を補助するための情報標識を設置することが望ましい。
- (10) 情報標識及び中間待機位置標識の設置にあたっては、関係者と十分協議する必要がある。
- (11) 誘導路縁標識において、誘導路が鋭角（90度未満）に交差している箇所及び航空機が逸脱するおそれのある箇所では、誘導路縁の直角方向に幅0.9mの誘導路縁標識を加えることとしている。
- (12) 誘導路縁標識の例を図-3.12.11 に示す。

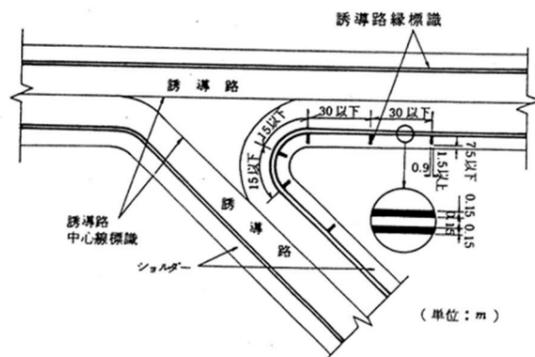


図-3.12.11 誘導路縁標識の例

(13) 中間待機位置の設置にあたっては、関係者と十分協議する必要がある。

(8) 停止位置案内標識と誘導路中心線標識及び停止位置標識又はグライドパス停止位置標識との関係を図-3.12.10 に示す。

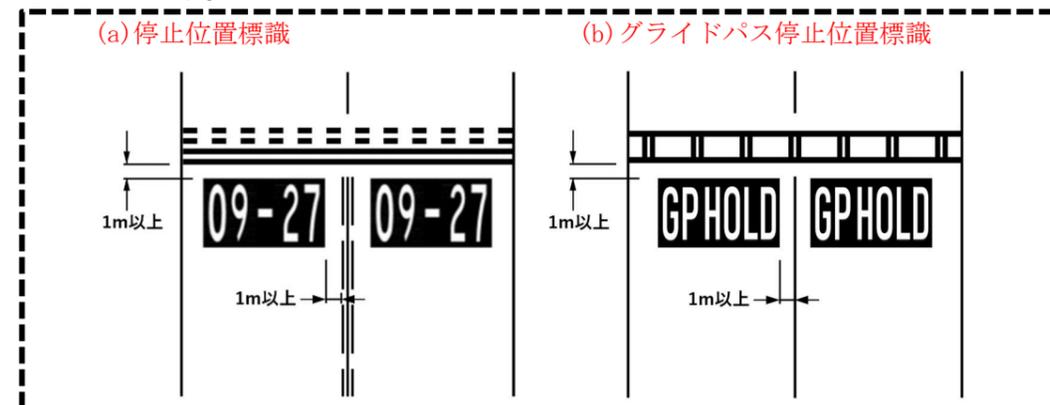


図-3.12.10 停止位置案内標識と誘導路中心線標識及び停止位置標識又はグライドパス停止位置標識との関係

- (9) 停止位置案内標識及び情報標識に使用する数字及び文字の書体及び寸法は、「空港土木施設設計要領」に示されている。
- (10) 複雑な誘導路交差部には、行き先や分岐点灯を示す誘導案内灯（情報表示板）を補助するための情報標識を設置することが望ましい。
- (11) 情報標識及び中間待機位置標識の設置にあたっては、関係者と十分協議する必要がある。
- (12) 誘導路縁標識において、誘導路が鋭角（90度未満）に交差している箇所及び航空機が逸脱するおそれのある箇所では、誘導路縁の直角方向に幅0.9mの誘導路縁標識を加えることとしている。
- (13) 誘導路縁標識の例を図-3.12.11 に示す。

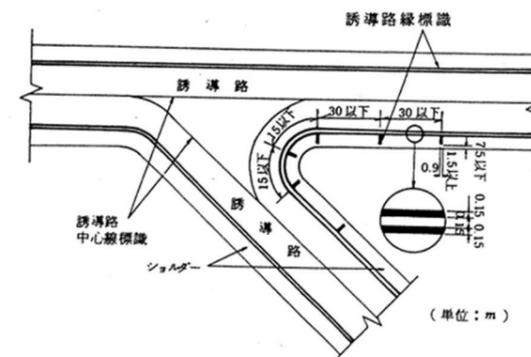


図-3.12.11 誘導路縁標識の例

(削る)

3.12.6 エプロン標識

- (1) エプロン標識は、使用する機種、駐機方式、搭乗方式、駐機位置等を考慮した上で適切に標示すべきである。
- (2) エプロン標識の標示すべき事項、設置を要する空港及び設置場所は、以下によること。

飛行場標識施設の種類	標示すべき事項	設置を要する空港	設置場所
ガイドライン (導入線、巡回線、導出線)	駐機場への出入経路	全ての空港	駐機場への出入経路上
バー (停止バー、巡回バー、正対バー)	航空機の巡回開始地点、停止位置及び駐機方向	全ての空港	エプロンの駐機場
スポット表示番号	駐機場の番号	駐機場の数が4以上の空港	駐機場への導入始点であって、誘導路中心線標識から1.5m離れた場所

- (3) エプロン標識の様式は、以下によること。

1 ガイドライン

備考

- 一 色彩は、黄色とすべきである。
- 二 ガイドラインは、ノーズギアの通過する位置に沿って幅0.3mの実線で標示すべきである。ただし、他の機種と同一の駐機場を併用する場合には、一方を破線とすることができる。

2 バー

備考

- 一 色彩は、黄色とすべきである。
- 二 巡回バー及び停止バーの長さは6mとし、幅は0.3mとすべきである。
- 三 正対バーの長さは15mとし、幅は0.3mとすべきである。

3 スポット表示番号

備考

- 一 色彩は、黄色とすべきである。
- 二 数字の高さは1.5m以上とし、幅は1m以上とすべきである。

3.12.6 エプロン標識

- (1) エプロン標識は、使用する機種、駐機方式、搭乗方式、駐機位置等を考慮した上で適切に標示すべきである。
- (2) エプロン標識の標示すべき事項、設置を要する空港及び設置場所は、以下によること。

飛行場標識施設の種類	標示すべき事項	設置を要する空港	設置場所
ガイドライン (導入線、巡回線、導出線)	駐機場への出入経路	全ての空港	駐機場への出入経路上
バー (停止バー、巡回バー、正対バー)	航空機の巡回開始地点、停止位置及び駐機方向	全ての空港	エプロンの駐機場
スポット表示番号	駐機場の番号	駐機場の数が4以上の空港	駐機場への導入始点であって、誘導路中心線標識から1.5m離れた場所

- (3) エプロン標識の様式は、以下によること。

1 ガイドライン

備考

- 一 色彩は、黄色とすべきである。
- 二 ガイドラインは、ノーズギアの通過する位置に沿って幅0.3mの実線で標示すべきである。ただし、他の機種と同一の駐機場を併用する場合には、一方を破線とすることができる。

2 バー

備考

- 一 色彩は、黄色とすべきである。
- 二 巡回バー及び停止バーの長さは6mとし、幅は0.3mとすべきである。
- 三 正対バーの長さは15mとし、幅は0.3mとすべきである。

3 スポット表示番号

備考

- 一 色彩は、黄色とすべきである。
- 二 数字の高さは1.5m以上とし、幅は1m以上とすべきである。

(1) エプロン標識の種類とその配置例を図-3.12.12に示す。

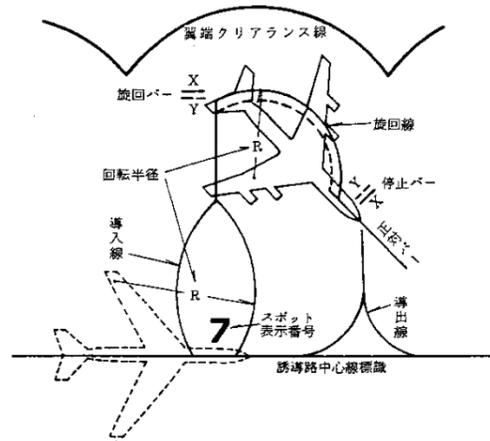


図-3.12.12 自走式のエプロン標識の例

(2) 駐機方式に応じて設置するエプロン標識の例を表-3.12.2に示す。

表-3.12.2 駐機方式に応じて設置するエプロン標識の例

駐機方式		ノーズイン・トーイング方式		自走式
ボーディングブリッジ		あり	なし	なし
ガイドライン	導入線	○	○	○
	旋回線	—	—	○
	導出線	—	—	△
バー	停止バー	○	○	○
	旋回バー	—	—	○
	正対バー	—	—	△
スポット表示番号		△	△	△

(注) ○……………必要

△……………ケースによって必要

(3) エプロン標識の設置にあたっては、関係者と十分協議する必要がある。

(4) 黄色の標識は、舗装路面が白色の場合にコントラストが低下するため、標識の視認性を考慮した上で黒色の縁取り又は背景を設けることが望ましい。一般にガイドライン及びバーの縁取りは、幅0.15mとし、スポット表示番号の背景は、標示される数字の上下左右に0.4m以上の余白を確保した長方形としている。

(5) エプロン標識以外の標識を標示する場合は、標識の誤認を防ぐため、黄色以外の色を使用する必要がある。

(1) エプロン標識の種類とその配置例を図-3.12.12に示す。

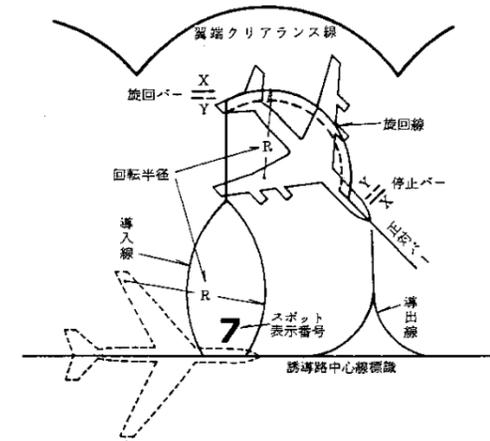


図-3.12.12 自走式のエプロン標識の例

(2) 駐機方式に応じて設置するエプロン標識の例を表-3.12.2に示す。

表-3.12.2 駐機方式に応じて設置するエプロン標識の例

駐機方式		ノーズイン・トーイング方式		自走式
ボーディングブリッジ		あり	なし	なし
ガイドライン	導入線	○	○	○
	旋回線	—	—	○
	導出線	—	—	△
バー	停止バー	○	○	○
	旋回バー	—	—	○
	正対バー	—	—	△
スポット表示番号		△	△	△

(注) ○……………必要

△……………ケースによって必要

(3) エプロン標識の設置にあたっては、関係者と十分協議する必要がある。

(4) 黄色の標識は、舗装路面が白色の場合にコントラストが低下するため、標識の視認性を考慮した上で黒色の縁取り又は背景を設けることが望ましい。一般にガイドライン及びバーの縁取りは、幅0.15mとし、スポット表示番号の背景は、標示される数字の上下左右に0.4m以上の余白を確保した長方形としている。

(5) エプロン標識以外の標識を標示する場合は、標識の誤認を防ぐため、黄色以外の色を使用する必要がある。

- (6) ガイドラインの回転半径は、一般にコード文字が E で 35m、コード文字が C 又は D のジェット機で 25m、コード文字が C 又は D のプロペラ機で 12.5m としている。
- (7) ノーズイン・トーイング方式のエプロン標識の例を図-3.12.13 示す。

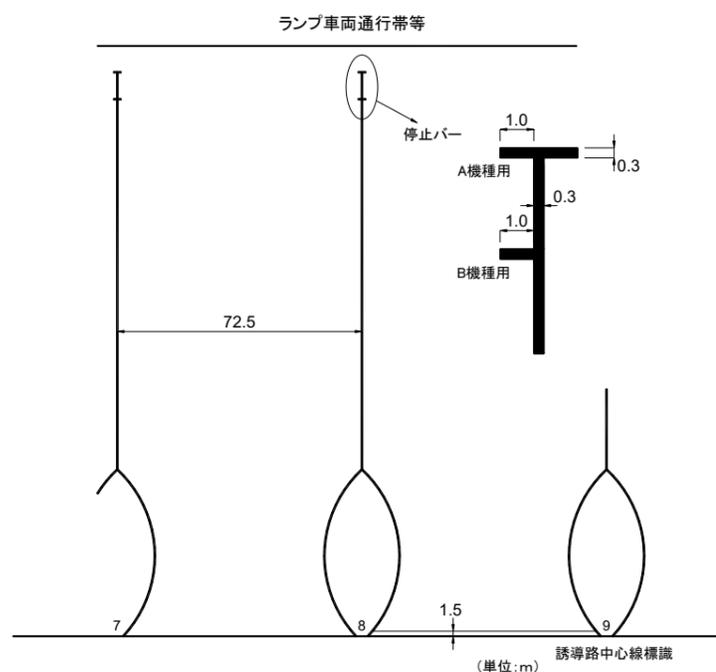


図-3.12.13 ノーズイン・トーイング方式のエプロン標識の例（コード文字が E の場合）

- (8) 旋回線の終端部（停止位置付近）には、コード文字が C のジェット機で 4m、コード文字が C 又は D のプロペラ機で 3m の直線部を設置することが望ましい。これは、コード文字が C のジェット機の主車輪にかかるねじり力を軽減し、かつ航空機の姿勢を修正するための 2m（コード文字が C 又は D のプロペラ機では 1.5m）部分と、スタート時の推力、ブラストを減じるための 2m（コード文字が C 又は D のプロペラ機では 1.5m）を合わせたものである。
- (9) 旋回バー及び停止バーは、ガイドラインの左側に設置し、ガイドラインとの間隔は、コード文字が D のジェット機で 10m、コード文字が C のジェット機で 5m、コード文字が C 又は D のプロペラ機で 4m とすることが望ましい。
- (10) 正対バーと旋回線直線部との間隔は、コード文字が D のジェット機で 5m、コード文字が C のジェット機及びコード文字が C 又は D のプロペラ機で 2m とすることが望ましい。
- (11) コード文字の D 以上を対象とする駐機場においては、パイロットからの視認性を向上させるため、スポット表示番号の数字の高さを 3m、幅を 2m とすることが望ましい。

- (6) ガイドラインの回転半径は、一般にコード文字が E で 35m、コード文字が C 又は D のジェット機で 25m、コード文字が C 又は D のプロペラ機で 12.5m としている。
- (7) ノーズイン・トーイング方式のエプロン標識の例を図-3.12.13 示す。

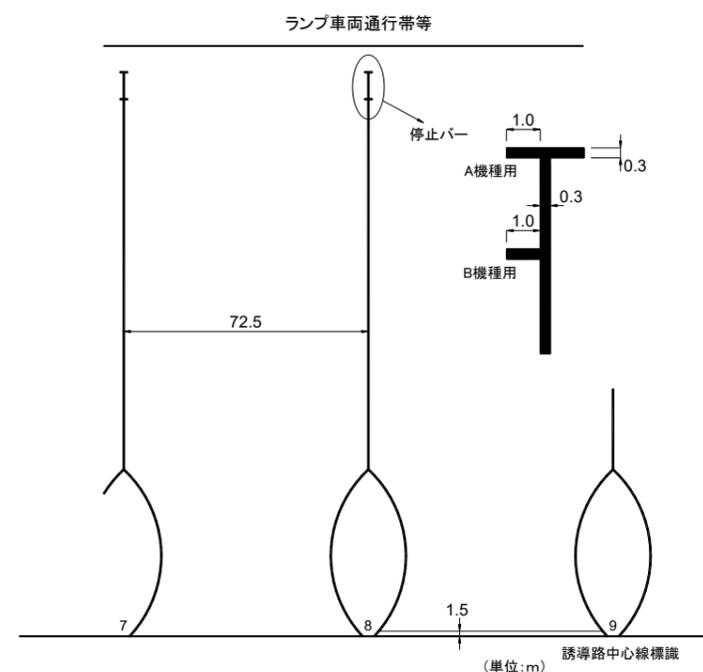


図-3.12.13 ノーズイン・トーイング方式のエプロン標識の例（コード文字が E の場合）

- (8) 旋回線の終端部（停止位置付近）には、コード文字が C のジェット機で 4m、コード文字が C 又は D のプロペラ機で 3m の直線部を設置することが望ましい。これは、コード文字が C のジェット機の主車輪にかかるねじり力を軽減し、かつ航空機の姿勢を修正するための 2m（コード文字が C 又は D のプロペラ機では 1.5m）部分と、スタート時の推力、ブラストを減じるための 2m（コード文字が C 又は D のプロペラ機では 1.5m）を合わせたものである。
- (9) 旋回バー及び停止バーは、ガイドラインの左側に設置し、ガイドラインとの間隔は、コード文字が D のジェット機で 10m、コード文字が C のジェット機で 5m、コード文字が C 又は D のプロペラ機で 4m とすることが望ましい。
- (10) 正対バーと旋回線直線部との間隔は、コード文字が D のジェット機で 5m、コード文字が C のジェット機及びコード文字が C 又は D のプロペラ機で 2m とすることが望ましい。
- (11) コード文字の D 以上を対象とする駐機場においては、パイロットからの視認性を向上させるため、スポット表示番号の数字の高さを 3m、幅を 2m とすることが望ましい。

3.12.7 風向指示器

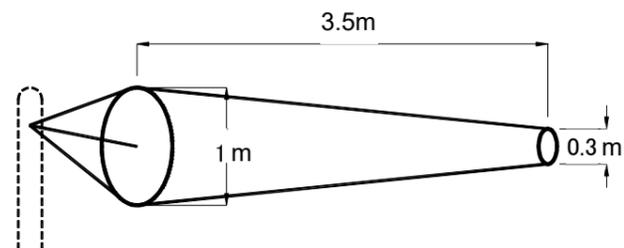
(省令 79 条関係)

(1) 風向指示器の標示すべき事項、設置を要する空港及び設置場所は、以下によること。

飛行場標識 施設の種類の	標示すべき事項	設置を要する空港	設置場所
風向指示器	風向	全ての空港	付近の物件により空 気のかく乱の影響を 受けず、かつ、航空機 からの識別が容易な 場所

(2) 風向指示器の様式は、以下によること。

1 風向指示器



備考

- 一 風向指示器は、繊維製品であること。
- 二 指示台附近を中心とする直径 15m、幅 1.5m の明瞭な色彩の円形帯で標示すること。ただし、2 個以上設置する場合は、そのうち 1 個について行えばよい。
- 三 風向指示器は、一色又は数色とし、背景と反対色であること。

3.12.7 風向指示器

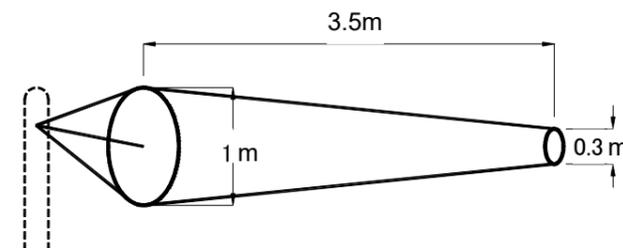
(省令 79 条関係)

(1) 風向指示器の標示すべき事項、設置を要する空港及び設置場所は、以下によること。

飛行場標識 施設の種類の	標示すべき事項	設置を要する空港	設置場所
風向指示器	風向	全ての空港	付近の物件により空 気のかく乱の影響を 受けず、かつ、航空機 からの識別が容易な 場所

(2) 風向指示器の様式は、以下によること。

1 風向指示器



備考

- 一 風向指示器は、繊維製品であること。
- 二 指示台附近を中心とする直径 15m、幅 1.5m の明瞭な色彩の円形帯で標示すること。ただし、2 個以上設置する場合は、そのうち 1 個について行えばよい。
- 三 風向指示器は、一色又は数色とし、背景と反対色であること。